

条 例

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十三号

埼玉県建築基準法施行条例（昭和三十五年埼玉県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「又は準耐火建築物」を「、準耐火建築物又は建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百三十六条の二第一号口若しくは第二号口に掲げる基準に適合するもの」に改める。

第六条第二項中「建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第十五条中「耐火建築物」の下に「又は令第百十条及び第百十条の二に掲げる基準に適合する建築物」を加える。

第三十五条を次のように改める。

（他の用途部分との区画）

第三十五条 建築物の一部に車庫等を設ける場合においては、車庫等以外の部分のために設ける避難用出口を車庫等の内部に設けてはならない。

第三十六条中「及び前条第二号」を削る。

第五十五条第一号を次のように改める。

一 耐火建築物又は令第百十条及び第百十条の二に掲げる基準に適合するものとする。ただし、階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル未満の興行場等については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。